三鷹市立北野小学校「学校いじめ防止基本方針」

東三鷹学園三鷹市立北野小学校 校長 山根 まどか

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さない。学校は、迅速かつ組織的に対応する。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う組織として、「学校いじめ対策委員会」を設置する。委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラーで構成する。

各学期末にいじめ対策委員会(定例会)を実施し、現状を確認する。いじめ対策委員会は、必要 に応じて臨時会を実施する。

3 未然防止のための取組

- (1) 校内研修・学園研修の充実等を通して、教職員が、いじめ問題に関する正しい理解と認識を一層深め、いじめの予兆や軽微ないじめを見抜く研ぎ澄まされた人権感覚を養う。また、児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) 児童朝会や学級活動等で、折に触れいじめの問題について話題にする。「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に醸成する。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。そのために、互いのよさを認め合える道徳教育や人権教育を充実させ、いじめに向かわない態度の育成を図る。また、全校児童による「ウォームハートを育てましょう」を実施し、児童が互いに相手の良いところを見付ける意識を高め、他者から認められる体験による自己有用感を高める。
- (4) 保護者・地域・関係機関及び市等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」「解消の判断と解消後の対応」「解決の判断」を組織的・継続的に講じていく。
- (5) インターネット上のいじめ防止のために、児童への情報モラル教育と保護者等への啓発活動を 推進する。学園児童・生徒会(TEH)を中心とした自主的な「学校ルール」を周知徹底する。
- (6) 東京都教育委員会が作成した「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」のD VDを第5学年の7月に視聴し、指導する。(長期休業前の生活指導の一環として)

4 早期発見のための取組

- (1) いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、教員による日常的な観察を重視する。
- (2)「いじめ発見のチェックシート」や児童への生活アンケート、Q-U アンケートを活用し、いじめの実態把握を行う。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーによる相談を行う。
- (3) 児童が、いつでもいじめを訴えることができるように、教育相談活動の体制を整備し、全ての教職員がいじめの相談窓口であることを周知する。
- (4) 保健室や教育相談室の利用、学校外の電話相談窓口の周知、並びに担任及びスクールカウンセラーとの全員面接(第5学年)等による相談体制を整備する。
- (5) 保護者は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するとともに、学校が行ういじめ防止等のための措置に協力するよう求める。

5 早期対応のための取組

- (1) 担任による発見、子どもや保護者からの訴えなどがあった場合、担任は状況をきめ細かく把握し、速やかに学年主任、生活指導主任、校長に概略を報告する。その後、「学校いじめ対策委員会」を開き、対応にあたる。委員会において、いじめの定義に基づく状況であることが確認された場合はいじめ「認知」の段階とし、いじめ解決に向けた「早期対応」を行う。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等を活用し、 いじめを受けた児童や保護者のケアを行う。
- (3) いじめをした児童には、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行う。教育上必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法25条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加える。
- (4)「学校生活アンケート」で、いじめを見付けたらどうすればよいかを文で答えさせるなど、いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実する。
- (5) 保護者会等で積極的に保護者や地域への学校基本方針並びに相談窓口の周知を図る。また、保護者と情報を共有するとともに、保護者への適切な支援・助言を行う。
- (6)「問題行動等状況記録シート」を活用し、いじめ問題に関する指導記録を保存する。毎月、教員同士で情報を共有しあい、年度末には進級・進学の際に適切に引き継ぐ。

6 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている疑いや、相当の期間学校を 欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教 育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。また、 教育委員会の附属機関による調査や市長の附属機関による再調査へ協力する。
- (2) いじめを受けた児童の安全を確保するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築し、いじめを受けた児童の情報共有を毎日必ず行う。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく三鷹警察署と連携して対応する。

7 解消の判断と解消後の対応

- (1) いじめの解消は、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童と保護者及びいじめを行った児童等からの聞き取りに基づいて、対策委員会が判断する。
- (2) いじめの再発の可能性を想定し、「義務教育9年間まで見届ける」という姿勢で、学校いじめ対策委員会が中心となって学校全体で引き続き注意を向けて、児童の見守りを継続する。
- (3) いじめを受けた児童や当該保護者等と定期的に面談したり、周囲の児童から聞き取りをしたりして、いじめが再発しないよう継続していじめを受けた児童の安全・安心の確保のための取組をする。
- (4) 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が関係を修復し、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう、児童全体に向けた道徳教育や人権教育等の視点に基づく教育活動を充実する。

8 学校評価の実施

- (1)「いじめ防止年間指導計画」を作成し、学校評価において、いじめの未然防止、早期発見、早期 対応、再発防止のための取組等について自己評価を行う。結果をコミュニティ・スクール委員 会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。
- (2)「問題行動等状況記録シート」の記録を基に、学校いじめ対策委員会が中心となって、いじめ問題への取組の成果と課題を明らかにし、改善策を次年度の「学校いじめ防止基本方針」に反映させる。
- (3) 児童アンケート及び「問題行動等状況記録シート」並びに、いじめ対策委員会の会議録は、校 長が実施年度末から**3年間保管する。**